

國學院大學学術情報リポジトリ

サイバースペース・公共圏・表現の自由(1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平地, 秀哉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001100

サイバースペース・公共圏・表現の自由(一)

平 地 秀 哉

一 はじめに

- 1 CMCと表現の自由
- 2 「メディア特性論」
- 3 本稿の課題——「メディア特性論」を超えて

二 「公共圏」の位置

- 1 憲法学における「公共圏」
- 2 「市民社会」と「公共圏」
- 三 サイバースペースと「公共圏」

- 1 公共圏論にとつてのサイバースペースの両義性

2 「身体性」

- 3 「パブリシティ」
- 4 アクター（以上本号）

四 「表現の自由」解釈への含意

- 1 インフラストラクチャーの整備
- 2 パブリック・フォーラム再訪
- 3 サイバースペースとパブリック・フォーラム
- 4 パブリック・フォーラム故の規制？

五 結びにかえて

「⁽¹⁾サイバースペース」……人間のコンピュータ・システムの全バンクから引き出したデータの視覚的再現。考えられない複雑さ。光箭が精神の、データの星群や星団の、非空間をさまよう。遠ざかる街の灯に似て……」

一 はじめに

1 CMCと表現の自由

「情報化」という言葉が使われ始めて久しい。「情報化」の内実は多岐にわたるが、そのなかでもインターネットを中心とするコンピュータ・ネットワークの爆発的普及を挙げないわけにはいかないだろう。これがもたらしたわれわれの生活への影響はとて一言で表現できるものではない。しかし少なくとも、電子メールやワールド・ワイド・ウェブなどの新しい技術が、われわれのコミュニケーション環境を激変させたことは間違いないであろう。もちろん、このような「コンピュータに媒介されたコミュニケーション」(Computer Mediated Communication, CMC)⁽³⁾は、表現の自由を保障する憲法にとつても、決して無縁なものではない。

CMCは、表現の自由になにをもたらしただろうか。この点については大きく分けて二つの側面から理解することができる。⁽⁴⁾

一方では、CMCは表現の自由にとって歓迎すべき状況をもたらしている、との理解が可能である。とりわけ、マス・コミュニケーションの発達による情報の「送り手」と「受け手」の分極化という閉塞状況から脱却する契機を与えてくれるとの理解がそれである。というのも、インターネットは、パソコンと電話回線さえあれば——必ず

しも廉価とはいえない以上一定の留保は必要であろうが——、誰もが情報の「送り手」になることを選択しからである。またそれに加えて、時と場所を選ばず、瞬時に多くの情報を収集することが可能となるという意味で、情報収集の利便性の向上という点も挙げられている。

他方で、CMCは歓迎されざる新たな問題を引き起こしているとの認識も広く行きわたっているようである。すなわち、インターネットは、ひとたびその簡易性・利便性が濫用されれば、名誉毀損、わいせつ情報、詐欺的商取引、虚偽情報、違法行為の煽動、選挙活動、プライバシー侵害、差別的表現などの流通プラットフォームを容易に提供することになる。そしてこの事態は、不法行為法や刑法などの既存の法制度の想定外のものであり、何らかの法的規制の必要性が叫ばれるようになる。その結果、国家による様々な規制がなされることになる。周知のように、いくつか例を挙げれば、風営法改正（一九九八年）、不正アクセス禁止法（二〇〇〇年）、プロバイダー責任法（二〇〇一年）、サイバー犯罪条約（二〇〇一年）などがそれである。

以上のことを前提として、現在までの憲法学は、CMCが表現の自由にとって有する好ましい特徴を生かしながら同時に好ましくない側面を御していく規範論の構築を自らの課題として引き受けてきたように思われる。⁽⁵⁾ 言い換えれば、CMCに対して、いかなる規制が可能でありかつ望ましいのか、ということである。またそれに基づいて、上記の様々な法規制への評価がなされることになる。本来であれば、本稿もこの作業に取り組まなければならないのであるが、正直に言えば、この点については既に数多くの優れた先行業績があり、本稿ですらに何かを付け加えることは相当に困難である。したがって、ここで上記の課題に直接かつ具体的にこたえることはできない。本稿の目的は、やや別のところにある。

2 「メディア特性論」

ところで、CMC に対していかなる規制が可能か、という課題に対して、いわば CMC の母国であるアメリカ合衆国では、連邦最高裁を中心に、「メディア特性論」からの検討が行われている。それは一言でいえば、従来から存在する表現の自由法理の伝統的枠組みを、CMC にあてはめようとする試みであるといえる。

表現の自由の伝統的な枠組みは、表現行為がなされる媒体に依拠して、それに対する公権力による規制への評価のあり方も変えていく手法であるといえる。⁽⁶⁾ まず、新聞や雑誌などの印刷物上での言論に対しては、「印刷モデル」が適用される。⁽⁷⁾ この場合、原則として政府による介入は認められない。例外的に、言論の自由市場へのルール設定は許されるが、表現の内容や特定の見解に基づいて判断を下してはならないとされる。したがって、内容に基づく規制には中間審査基準、見解に基づく規制には嚴格審査をもつて対処されることになる。このモデルを支えるのは、表現の自由の優越的地位や思想の自由市場論であり、いわば表現の自由法理のデフォルト・ルールであるといえる。他方で、このルールが緩和されるのが、ラジオやテレビなどを通じてなされる言論である。ここでは、「放送モデル」が適用される。⁽⁸⁾ この場合、プリントメディアに比して限定された形でしか表現の自由の保障を受けないことになる。それによれば、放送事業者に対する免許制や公平原則——これは現在では廃止されているが——などの法的規制を正当化することができることになる。このモデルを支えるのは、周波数の稀少性や放送の侵入的性格などの放送のもつ特性であった。

そして、新たに登場した CMC については、これを印刷モデルと放送モデルのどちらに位置付けて規制のあり方を考えるべきか、というかたちでの議論がなされている。一方では、CMC を印刷モデルで理解する立場がある。

その代表的な議論⁽⁹⁾によれば、印刷モデルとは、①政府による編集の禁止、②発話者のアクセスの促進、③多様性の増大を市場に委ねる、④上記三原則の一つを遵守するために他の原則を犠牲にしてはならない、という四つの原理からなるものとして理解することができ、政府の役割は、内容規制にならない仕方での②と③にあるとして、これは、内容統制の禁止、参入障壁の減少・撤廃などの形でインターネットにも適用可能であるとしている。実際、連邦最高裁も、「明らかに不快」または「下品な」メッセージを十八歳以下の者に対して故意に伝達する行為に刑罰を科す規定を含む「通信品位法」の合憲性が争われた一九九七年の *Reno v. ACLU* 判決⁽¹⁰⁾において、放送メディア規制を正当化してきた根拠として、①広範な規制の歴史、②周波数帯の有限希少性、③放送の侵入的性格を挙げ、インターネットにはそのいずれもが該当しないとして、プリントモデルに依拠して事案を処理している⁽¹¹⁾。

また他方で、CMCに対して、放送モデルと親和的な理解を示す議論として、サンステインの議論を挙げることができる⁽¹²⁾。サンステインによれば、放送モデルにおけるかつての公平原則のような規制の正当化理由は、稀少性などの技術的特性ではなく、表現の自由と民主政の関係にある⁽¹³⁾。ここでいう「民主政」は、彼が従来から提唱している「熟議民主政」として理解されなければならない⁽¹⁴⁾。それによれば、民主政とは、各人の有する選好を集計し、数の大きい利益が決定として結実する単なる多数決のシステムとして理解されるべきではなく、多数決のような決定のモメントだけではなく、それに至るプロセス、すなわち様々な私的選好が、当該政治共同体の利益を志向する議論と対話において、相互に様々な影響を受け、時に変容や転向をしていく中で、最終的には各参加者が合意し得る結論を目指す一連の過程として理解される。したがって、そのように理解された民主政においては、自由な表現システムは、公共の問題への関心と、公共の問題についての多様な意見を促進しているか否かによって評価されることになる。ところが、CMCは時としてそれと逆方向の効果をもたらすことがある。それは、各人が自らの好む情

報のみに接することが可能となった結果、個人や集団の偏向が過大となり、他のトピックやあるトピックについての異なる意見への接触を欠いた状態となる「社会のバルカン化」である。したがって、「熟議民主政」の観点からは、「市民」育成のための情報提供は完全な「選択の自由」に委ねることはできず、公共問題についての討議の前提たる「共通経験」と「知識の伝播」を確保するための政府介入が必要とされることになる。

3 本稿の課題——「メディア特性論」を超えて

上述のような「メディア特性論」は、CMCという新しいコミュニケーション形態に対する規制のあり方を考える際に、既存のメディアとの類推を可能とすることで、全く手がかりがない状態を回避し、ある程度の指針を与えろという有効性を持つものであることは否定できない。しかしながら、印刷モデルであれ、放送モデルであれ、それぞれ一定の限界を有するように思われる。

まず、CMCに印刷モデルを適用すべきとする立場については、その主な理由付けは、上述の *Reno v. ACLU* 判決に典型的に見られるように、放送規制を正当化してきた電波の希少性などの技術的特性がCMCには欠けているので、原則に戻って印刷モデルを適用すべきである、というにとどまり、「CMCは印刷モデルでなければならぬ」とするに説得的な積極的理由は存在しないように思われる。もちろん、印刷モデルにあらわされた表現の自由法理の「原則」の重要性はいまさらあらためて指摘するまでもないが、先述のCMCが引き起こす好ましからぬ状況を考慮するなら、あまりにも楽観的な議論であるとの印象が否めない。また、そもそも、技術革新により放送電波の稀少性が緩和され、他方でダイレクト・メールなどの侵入的な印刷物の存在も指摘されている現在、印刷モデルと放送モデルに区分けすること自体が揺らいでおり、ましてCMCをそのどちらかに包含するという分析枠組

自体の有効性もあらためて問われざるを得ない。⁽¹⁵⁾

この点、上述のサンスティンのような議論は、技術的特性を決定打とする伝統的な放送モデルに依拠しない点で、一定の評価を与えることができる。しかし、この立場は、技術的特性のかわりに「熟議民主政」論にCMC規制の根拠を求めた結果、別種の問題に直面することになる。それは、「熟議民主政」を規範的に構想する際に、否応なしに直面せざるを得ないと思われる「無限退行問題 (infinite regress problem)」である。⁽¹⁶⁾ すなわち、熟議民主政論において、民主的決定を正当化するのは十分な熟議であるが、現実には、そのような理想的な熟議が常に可能な状況にあるわけではない。そこで、理想的な熟議を創出する何らかの施策が必要となるが、それが公権力の手によって行われる場合、その施策は理想的な熟議には基づいていないはずである。したがって、熟議創出のための決定の正当化根拠を熟議に求めることはできないことになる。

以上のように、CMCに印刷モデルを適用する立場は技術的特性を重視する点に問題を抱え、印刷モデルに親和的なサンスティンの立場は「無限退行問題」に直面する。この両者を克服し、CMCを評価する第三のモデルなり視点の提供を試みるのが本稿の主要な目的となる。結論から先にいえば、その手がかりはいわゆる「公共圏」論にあると考える。

その理由は、第一に、熟議民主政が「無限退行問題」をいかに処理するかという点に関わる。筆者は、かつて⁽¹⁷⁾旧稿において、不十分ながらも今現在考えられる限りの「無限退行問題」への処方箋を検討した際、「エピステミックな手続き主義」に着目していた。それによれば、必ずしも究極の正統性が得られる理想的な熟議ではないものの、一定の熟議を志向したプロセスによる決定はエピステミックな価値ゆえにそうではない決定に比して合理性を有し、かつ終局的な決定を標榜しないが故に一応の正当性を承認することができることになる。そして、この「エ

ピステミツクな手続き主義」は、その決定を非終局的なものとし、市民による熟議に開かれたものにする所にその要点があることから、他の処方箋であるいわゆる市民的公共圏論と排他的な関係にあるものではなく、むしろこれと結びつくことによってより効果的な処方箋となるのではないかとの見込みを得ることもできた。もつとも、この「広くかつ効果的な市民参加の場として公共圏にとりわけ注目する」、熟議民主政論の「市民社会アプローチ」は、熟議民主政論のなかで必ずしも支配的なものではない。⁽¹⁸⁾ しかも、このアプローチは新たな課題をも同時に背負い込むことになる。それはとりもなおさず、「公共圏」なる概念を持ち出すからに他ならない。そもそも熟議民主政論は、「公共」について十分に基礎付けられた理論を提供する必要があるといわれるが、⁽¹⁹⁾「市民社会アプローチ」ではそれがなおのことあてはまる、ということになる。「市民社会」や「公共圏」の概念についてできる限りその輪郭を描くことがまず必要になろう(二章)。

第二の理由は、CMCと公共圏との関係に関わる。実は、憲法学に限らず、インターネットについて書かれた著作には、しばしば「サイバースペース」という記述が見られる。⁽²⁰⁾ 字義通りであるとすると、この用語が用いられる際、自覚的であるか否かに関わらず、少なくともCMCをその一つの要素とするコンピュータ・ネットワークによって形成された空間という含意が存在するはずである。⁽²¹⁾ したがって、CMCを技術的特性の観点から評価する見方を変えて、「サイバースペース」という空間の中のひとつのコミュニケーションとしてCMCを理解しなおすことに一考の価値はあるといえよう。その際、有効な道具となるのが、「公共圏」概念である。その理由は、「公共圏」の概念が用いられる場合、少なくともそれがコミュニケーションを中心的要素とする空間概念であることは一般に承認されている、⁽²²⁾ という「サイバースペース」との類似性にあるのではない。例えば、「公共圏」という語のいわば名付け親でもある花田達朗は、ハーバーマスに拠りつつ、次のような「公共圏」構想の道筋を示してい

る。それによれば、「公共圏」という空間概念にとつては規範と実態があり、両者は区別されなければならない」とした上で、ここでいう「規範」とは、「言説の公開性と異質な他者との共同性から成っている……換言すれば、前者は表現の自由の保障（表現行為の自由空間の設営と維持）、後者は連帯と寛容である」としている。⁽²³⁾そして、この規範を実態へと貫徹することによって公共圏の「再建」⁽²⁴⁾が図られることになるのであるが、では、その「実態」はいかなるものか。そこでは、「規範と矛盾する実態」として、三点が指摘されている。⁽²⁵⁾第一は、「公共圏の家父長制的な性格」であり、とりわけ、女性排除の構造が問題とされる。第二は、資源所有の不平等であり、教養資源、討議能力、時間的資源が公共圏への参加のための「資格要件」となっており、それらの資源を持たざる者の存在が指摘される。そして最後に問題とされるのがメディアであり、本来自由な言説空間を作り出すための機能が期待されるメディアは、「操作的パブリシティと広告宣伝の空間と化している」と指摘されている。

ここに示されているように、そもそも、コミュニケーションの形態と「公共圏」の構想とは密接な関係にあるといえよう。また現代においては、インターネットは、熟議民主政や「公共圏」の構想にとつて、それらが中核的要素とするコミュニケーションの形態を著しく変化させるなど、もはや無視できない状況にあるといえる。サイバースペースと「公共圏」概念の関係の考察、これが本稿の第二の目的となる（三章）。

そして最後に、サイバースペースと「公共圏」との関係を前提にすると、CMCに対する規制のあり方を考える際に何らかの示唆が得られるのかについて考察する予定である。とりわけ、「公共圏」におけるコミュニケーションの活性化のための憲法理論として、コミュニケーションに開かれた「場」の確保をその主たる目的として期待されてきた、「パブリック・フォーラムの理論」の再構成を試みることにしたい。CMCにおける歓迎されざる言説に対する法的規制が喫緊の課題であることを十分自覚しつつ、あえてCMCにおける長所の伸張を試みるという迂

遠な道筋をわずかでも明らかにすることができれば、本稿の最後の目的が達成されたことになる（四章）。

二 「公共圏」の位置

1 憲法学における「公共圏」

さて、先述のような課題を設定したとして、憲法学の観点からはこれにどのようにアプローチすればよいのであろうか。幸いにも、この「市民的公共圏」論は、近時においては、憲法学においても必ずしも新奇なものではなくなっているようである。そこでまず、現時点での憲法学における「市民的公共圏」論の位置付けを確認しておきたい。

管見の限り、現在憲法学において「公共圏」を論ずる場合には、必ずしも相互に排他的であるわけではないが、大きく二つの動機なり背景が存在しているように思われる。

ひとつには、いわゆる「新自由主義的改革」の展開という状況に対する一つの処方箋としての「公共圏」論を挙げることできよう。そこでは、経済のグローバリゼーションとそれと共に展開していく新自由主義的改革に対して、市民が「公共圏」を通じて影響を与え、統御していく可能性が追究される⁽²⁶⁾。その際には、欧米において、福祉国家の行き詰まりのなかでの新自由主義的改革の推進が「公共圏」論の再興を促したことの関係が意識されているといえよう⁽²⁷⁾。

またその一方で、現在の憲法学における「公共圏」論には、理論的動機とも言うべきものも存在しているように

思われる。それは、英米政治哲学における「リベリズム」あるいはそれに基づく「リベリズム憲法学」において、公共圏が存在しないかあるいは極めて限定されていることを問題とする。すなわち、リベリズム憲法学においては、各人が抱く善き生に関する多様な構想と、そのような多様な善き生に関する構想を抱えた各人が共生するための枠組みとしての正義を区別したうえで、前者については、相互に対立し通訳不可能なものであるから、それらが「公共空間」に持ち込まれ、理性的な討議が不可能になる事態を防ぐべく、あくまで私的な空間に置かれるべきとされる。⁽²⁸⁾そしてここにいる「公共空間」と「公共圏」の関係については、前者を各人が相互に受け入れることが可能な公共的理由 (public reason) が支配する空間であるとして、それをあくまでも公権力行使の領域に限定することによって、かえって公権力とは区別された「公共圏」における自由な討議を可能にする⁽²⁹⁾とされている。

それに対し、近時、リベリズム憲法学が価値観の多元性を真摯に受け止めるならば、正義に関する問題についても民主的討議にさらすべきであり、正義に関する多様な見解をも相互にたたかわせる場として「公共圏」を必要とするのではないかと主張されている。⁽³⁰⁾また、仮にリベリズム憲法学が公権力行使の領域とは別に多様な価値がたたかわされる「公共圏」を指定したとしても、それが「公共的理由」に支配された公権力の行使に対していかにして影響を与え、統御することができるのかは必ずしも明らかではないといえよう。⁽³¹⁾この点は、「公共的理由」として受け入れられる要件としての「理にかなっていること (reasonableness)」が、いかにして決定されるのか、そこに多様な価値観を反映する必要があるのか、という問題と関わると思われるが、この点は別稿で論じたのでここでは立ち入らない。⁽³²⁾

2 「市民社会」と「公共圏」

もつとも、これらの問題は、「公共圏」を持ち出さなければ解決不能となるわけではないのかもしれない。この点を考えるにあたっては、論者が「公共圏」を論ずる場合にいかなるものが想定されているのかが問題となるが、「公共圏」とは何かについてはそれ自体大きな論争点になりうるものだけに、網羅的な検討は他日を期す他ない。ここでは、その中でも、いわゆる「市民社会」との関係について考察したうえで、さしあたりの定義を与えて論を進めることにする。

現在の憲法学において「公共圏」が語られる場合、それが何を意味するのか必ずしも明確ではないが、少なくとも、国家のみならず経済から区別され、かつそれらに対抗する空間を指して用いているようである。⁽³³⁾それは、かのユルゲン・ハーバーマスが一九八九年の東欧諸国における民主主義革命との関連で『公共性の構造転換』に付加した序言⁽³⁴⁾を起点とする世界的な理論的動向と軌を一にするものであるといえよう。⁽³⁵⁾とりわけ、この序言において彼が、「市民社会」を、「労働市場・資本市場・財貨市場を通じて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない⁽³⁶⁾」として、経済的領域を含めた“bürgerliche Gesellschaft”とは区別された、“Zivilgesellschaft”⁽³⁷⁾として再定義していることから、「市民的公共の復権⁽³⁷⁾」を目指す議論が注目を集めるようになったと言われている。

ところで、日本においてハーバーマスを論じることの意義についてはひとまず措くとしても、⁽³⁸⁾この「市民社会」との関係で、少なくとも以下の点を指摘することができるようになると思われる。

(1) 「新しい市民社会論」

現在、政治学や社会学の領域では、経済のグローバル化や福祉国家体制の行き詰まり等、先述の「公共圏」論と共通の問題意識をもつ、「新しい市民社会論」⁽³⁹⁾が存在しており、多くの「公共圏」論者が依拠するハーバーマスの「市民社会」は、この「新しい市民社会」論の中の一類型に過ぎない。そしてこの「新しい市民社会論」の内部では、「国家」と並んで『経済』もしくは『市場』という領域を別個に設定して、その両者に対置される独自の領域としての『市民社会』をクローズアップさせ、その意義を強調することを必要と考えるかどうか⁽⁴⁰⁾という大きな論点が存在している。例えば、マイケル・ウォルツァーによれば、「市民社会」とは、「非強制的な人間の共同社会 (association) の空間」であって、そこには「家族的企業、公共企業体、労働者のコミュニケーション、消費者団体、多種多様な非営利団体など、さまざまな市場の行為者を包含するし、またそうできる」という⁽⁴¹⁾。「市民社会」は、「国家セクター外の総てを包含するという二項モデル」⁽⁴²⁾として捉えられている。他方、この「二項モデル」と対置されるものとして、ハーバーマスのいう“Zivilgesellschaft”としての「市民社会」、すなわち「市民社会、国家、経済のあいだの差異を識別する三項モデル」⁽⁴³⁾が論じられている。これらの両モデルについて単純に優劣を論じることができないが、例えば、「二項モデル」については、その「複数性の視点」、すなわち、「市民社会とは、社会主義的協働、民主主義的シチズンシップ、資本主義的市場、ナショナリズムなど、どの単一性イデオロギーも、そこでは排他的にヘゲモニーを獲得する場所ではない」とする点で評価することができると言われている⁽⁴⁴⁾。しかし他方で、この「二項モデル」は、「市場」団体と『市民社会』団体を区別しない」点に問題があるとも言われている⁽⁴⁵⁾。この点に関しては、先述のように、現在の憲法学において論じられている「公共圏」は、ハーバーマスの議論を下敷きに行っていることから、「市民社会」の概念についても「三項モデル」を採用していると仮定すれば、「公

共圏」においてこの「複数性の視点」はどのように扱われるべきなのか、とりわけ、ウォルツァーが積極的に評価する「エスニシティ連合」によるナショナル・アイデンティティの承認を求める活動や、利益団体の活動の余地はないのかが問題となろう。これは、「市民社会」と「公共圏」の関係をいかに理解するかに関わると思われるので、節をあらためて検討したい。

(2) 「市民社会」と「公共圏」

先述の“Zivilgesellschaft”として再定義された「市民社会」は、これだけを見る限り、現在憲法学において論じられている「公共圏」とほぼ同義のものであるように思える。それは確かに、当のハーバーマス自身についても、「市民社会」を再定義した序言の節の表題が「市民社会あるいは政治的公共圏」であるにもかかわらず、そこには「両者の概念の弁別についての言及は見られない」⁽⁴⁷⁾ことから、故なきことではないのかもしれない。ところが、その後に刊行された『事実性と妥当性』⁽⁴⁸⁾においては、若干の区別が見られる。

それによれば、「公共圏」は制度や組織ではなく、権能や役割、構成員資格について定められた規範枠組みでもない。それはむしろ、境界線すら不確定で開かれている、情報や意見をコミュニケーションするためのネットワークであるという⁽⁴⁹⁾。したがってそれは、可視化されたかたちではないにせよ、潜在的な対話の相手に対して恒常的に開かれており、特定の主題毎に参加者の意見を公共的意見へと集約するものである⁽⁵⁰⁾。そして、概ねこのように理解された「公共圏」は、「市民社会」を基礎としているものであるという。つまり、「市民社会」は、自発的に誕生したアソシエーションや組織・運動から成るものであり、それらのアソシエーション等は、社会的問題が私的生活領域においてどのような反響を与えているかをとりあげ、公共圏へと伝達する。これによって、公共圏におけるコミ

ユニケーションが、生活世界に繋ぎとめられることになるのである。⁽⁵¹⁾

以上の記述をみる限り、「公共圏」は、「市民社会」を通じてアイデンティティの承認を求める諸集団の活動を全く排除するものではないように理解できる。それは、「市民社会」の維持と活性化のためには、諸々の憲法上の権利保障が必要であるとされていることから示されよう。例えば、集会及び結社の自由や言論の自由はもちろんのこと、宗教の自由や住居の不可侵などの私的領域の保護は、アソシエーションが自律的・自発的に生成・活動するために不可欠な保障である。というのも、私的領域の保護がなければ、公権力による私的領域への監視・介入により、生活世界における自発的コミュニケーションが抑圧されてしまう恐れがあるからである。⁽⁵²⁾ もつとも、アイデンティティの承認を求めるアソシエーションの中には、それが真に「自発的」なものか、つまりその構成員の退出の自由などを不当に拘束していないかという論点は残るものの、少なくともハーバーマスによる、「公共圏」と「市民社会」を軸とする民主政の構想が、「同化主義的共和国像であり、極めて時代錯誤的」⁽⁵³⁾との評価は——「集団別の権利」が必要不可欠であるとの前提に立たない限り——再考の必要があるように思われる。⁽⁵⁴⁾

次いで、「市民社会」について「三項モデル」を前提とした場合、それを通じた「公共圏」についても、経済や国家に関する「複数性の視点」は存在しえないのであろうか。この点については、憲法上の権利の保障と並んで「公共圏」や「市民社会」の維持のために必要とされる、「公共圏」への参加者自身による「公共圏」の再構築という作用についての記述からある程度明らかになる。「公共圏」におけるアクターには、既に構築された「公共圏」を利用するアクターと、公共圏の再構築に関与するアクターとに分けることができ、前者は単に議会などの公式の議決機関に対して影響力を行使するのみであるが、後者はそれと同時に、既存のアソシエーションとその影響力の維持、新たな集合的アイデンティティの強化、権利の拡大や制度的刷新など、「公共圏」や「市民社会」の再構築

にも関わらなければならない。⁽⁵⁵⁾ 前者の例としては、政党や経済団体、職能団体、借家人保護団体などが挙げられており、これらは、公衆の「前に」現れるのみで、その機能的背景から容易に識別される。他方、後者は、公衆「から」現れるもので、その意味で「市民社会」に深く根ざしており、自らが「公共圏」における活動を通じて、アイデンティティを作り出していかなければならない。⁽⁵⁶⁾ したがって、「公共圏」におけるアクターには、「市民社会」から登場するアクターと、必ずしも「市民社会」には根ざしていない経済的・国家的アクターとが存在すると理解することができよう。したがって、仮に「市民社会」について「三項モデル」を採用したからといって、必ずしも「公共圏」が経済的・国家的領域のアクターを排除するわけではないのではないように思われる。

(3) さしあたりの定義

先述のように、「公共圏」と「市民社会」という概念は、現在社会科学の分野で最も論争的なテーマのひとつであるだけに、議論が百出し、その定義は著しく困難である。したがって、これまでの考察も、その論点の一部分について限定的に触れたにとどまる。それを自覚した上で、あえてここである程度概念の輪郭を示すことで次章での考察の足がかりとしたい。

まず、「市民社会」については、先に述べた理由から、さしあたり「三項モデル」を評価したい。ハーバーマスの用語を借りれば、「市民社会」は、諸個人の私的領域である「生活世界」と、「国家」と「経済」という「システム」の接合部分に位置する。⁽⁵⁷⁾ したがって「市民社会」の核心は、私的領域における社会的問題を取りあげ、先鋭化して「公共圏」へと流し込む、個人の自由意思に基づく諸々のアソシエーションに存在する。もっとも、「二項モデル」か「三項モデル」かは、「そのほかの考えられる独立項として何をそこに設定するかによって、さまざまの議論が可能」であるから、必ずしも本質的な問いではないのかもしれない。むしろ、「公共圏」の目的を、「市民社

会」から持ち込まれた社会的問題について討議し、その影響力を、拘束力のある決定を行う議会などの国家権力、あるいは、「新自由主義的改革」やグローバル化が横行する市場へと及ぼしていくことにあると考えるならば、国家や市場の側での影響力の受容体を用意する機能の有無の方が重要であると考えられる。既に見たように、「公共圏」のアクターは純粹に「市民社会」出自のアクターばかりではない。ここで、国家と「市民社会」を媒介し、政党などから成る「政治社会」と、市場と「市民社会」を媒介し、企業や組合から成る「経済社会」を観念する必要がある。⁽⁵⁹⁾

次いで、「公共圏」については、その境界線は、存在しないか、存在しても常に流動的であり、その輪郭を正確に描くことは困難である。それは、「市民社会」から持ち込まれた社会的問題毎に成立し得るコミュニケーションのネットワークであり、単体として捉えることは必ずしも適切ではない。加えて、そのアクターという観点から見れば、あらゆる潜在的な対話者に開かれていることから、「生活世界」において抑圧や排除を経験している民族的・文化的集団に属する諸個人が、「市民社会」においてアソシエーションを形成し、「公共圏」においてアイデンティティの承認を求める活動も原理的に排除するものではない。したがって、これを「単一の公共圏」に対する「対抗的公共圏」⁽⁶⁰⁾として構成すべきについては別としても、「公共圏」がある時点で複数成立しうると考えることは可能であろう。アクターという観点からもう一つ付け加えるならば、「公共圏」は「制度化された市民社会」⁽⁶²⁾と定義されることもあるが、物理的な広狭で理解することはできないとしても、アクターという観点から見れば、「市民社会」よりも「広い」と考えられる。それは既に見たように、「公共圏」のアクターには、一方では、「市民社会」に根をもつアクターと、他方で、必ずしも出自が「市民社会」ではない、単に「公共圏」を利用する既成政党や利益団体に代表されるアクターが存在しうるからである。

以上を整理すれば、①まず私的領域としての「生活世界」と国家と経済の領域である「システム」を媒介するものとして「市民社会」が存在し、②国家の領域には拘束力ある決定機関のほかに「政治社会」が、また経済の領域には市場と区別された「経済社会」が存在し、それぞれ「市民社会」との間を媒介する。③「公共圏」は、「市民社会」・「経済社会」・「政治社会」を出自とする諸々のアクターによって担われる境界のないコミュニケーションのネットワークである、とすることができよう。

三 サイバースペースと公共圏

1 公共圏論にとつてのサイバースペースの両義性

近時におけるインターネットの爆発的普及と、社会科学諸分野における「公共圏」論の活発化という事実を考慮するなら、「サイバースペースと公共圏」というテーマの登場はそれほど不思議ではない。既に日本においても、とりわけ社会学において相当の研究が積み重ねられているようである。ここでは、それらの知見を参照しながら、論点の素描を試みることにしたい。

インターネットが、諸個人間のコミュニケーションのあり方に大きな変容をもたらしたことは既に述べたとおりであるが、ここで、公共圏論との関係であらためて整理しておきたい。テレビやラジオに代表される電波メディアが商業化・巨大化する中で「情報の送り手と受け手の分化」ということが言われて久しいが、インターネットはこの閉塞状況を打開する可能性をもつコミュニケーションの手段として期待とともに迎えられた。確かに、現代の電

波メディアは、実際には経済力・資金力を有する一部の人々にのみ利用可能であり、基本的に“one-to-many”のコミュニケーション形態をとっている。それに対して、インターネットは、一定の技術的基盤の所有と技術的知識の習得が前提とはなるものの、一般大衆にとっても参入障壁が比較的⁽⁶³⁾低く、“many-to-many”という新しいコミュニケーション形態をもたらしている。このあたりに、「……一九九〇年以降の電子メディアの発展の中で、従来のマスメディアとは異なる、市民自身が自由に会話と討議を交わすことのできるバーチャルな『公共圏』が次々と登場し、『市民的公共圏』における新たな構造転換の可能性が開けてきた⁽⁶⁴⁾」との議論が登場してくる要因があるのかもしれない。ところが、話はそう単純ではない。

公共圏や民主政との関係でインターネットへの希望の「光」を見出す言説の一方で、インターネットのもつ「闇」を語る言説もまた無視することはできない。⁽⁶⁵⁾確かに、インターネットは、個人にとって接することの可能な情報の選択肢を増大させ、またそのような膨大な情報の中から自分の嗜好にあつた情報のみを選びすぐて受け取ることを可能とするカスタマイズやフィルタリング能力の向上という、大きなメリットをもたらしている。しかしその一方で、深刻な事態を招来する危険性も有している。というのも、選択肢の増大とカスタマイズ能力の向上は、それによって個人が多様な見解に接することを妨げ、意見のバルカン化を招き、社会における相互理解や社会問題への共同の取組を困難にする可能性がある。さらにインターネットは、従来接することが地理的・物理的に困難であつた人々との交流を可能にするというメリットを有するが、同種の内容のバルカン化された意見を有するもの同士が容易に結集し、さらにバルカン化を進行・加速させるといふ集団分極化(group polarization)をも引き起こし、他の意見を持つ人々との相互理解をさらに困難とする。また他にも、インターネット上における情報の匿名性という特徴は、身分や地位に規定されない自由な言論をもたらす一方で、名誉毀損、わいせつ情報、詐欺的商

取引、虚偽情報、違法行為の煽動、選挙活動、プライバシー侵害、差別的表現などの温床となる、という議論も既に述べたとおりである。

しかしながら、これらの楽観論も悲観論も、サイバースペースが「公共圏」論にもたらす可能性を判断する際の決定打となるものではない。というのも、「単に技術的基盤を一方向的なマス・メディアから双方向・多方向的なインターネットに置き換えさえすれば、そこに自律的で批判的な公共圏が出現するはずだ」という発想がありうるとしたら、それは技術決定論であり、かつ素朴な楽観論でしかない⁽⁶⁶⁾との指摘にみられるように、インターネットという新しい技術そのものの従来のメディアと比較した場合の利点を並べ立てて公共圏の再構築を説くことは、物事の一部しか捉えていないことになる。すると同様に、匿名性や視野狭窄などの技術的特徴を挙げて、市民による熟議に基づく意見形成を掘り崩す危険性を指摘することまた、「技術決定論」の轍を踏むことになるであろう。またここで「技術決定論」に依拠するなら、表現の自由法理における「メディア特性論」を克服しようとした意味も失われてしまうだろう。したがって、ポーマンが指摘するように、われわれは、「まず、公共圏としてのサイバースペースについての概念的・規範的問題を問う必要⁽⁶⁷⁾」を認識しなければならない。

2 「身体性」

(1) サイバースペースと「身体性」

「サイバースペースについての概念的問題」として、「公共圏」にとつて重要なコミュニケーションとの関連でまず検討すべきは、サイバースペース上のコミュニケーションが、あくまでもコンピュータを媒介とした遠隔的・間接的なものであるという点であろう。すなわち、「サイバースペースにおける通信のほとんどは、本人が開示を選

んだ以上には、身体も、表情も、歴史も存在しない」⁽⁶⁸⁾のである。

アメリカの哲学者であるヒューバート・ドレイファスは、人間がテクノロジーを介して相互関係を結ぶとき、何が失われることになるのか、という問いをたて、大要次のように論じている。⁽⁶⁹⁾

いまや個人は、インターネットによって、自分の部屋を出ることなく、ニュースを集め、買い物をし、友人や家族と連絡を取り、新しい人と出会うことが可能となり、もはや身体は重要ではなくなっているかのである。現実との直接的接触についての感覚が、出来事の制御可能性と知覚的なフィードバックによって得られるのなら、現に身体がそこに存在する必要はなく、サイバースペースにおいてもわれわれは現実と「直接」接しているといえるのかもしれない。しかし、テクノロジーを介した接触においては、「傷つきやすさ」の感覚が欠如している。それは、リモートコントロールの惑星探査機や、放射性物質を扱う遠隔制御装置がなぜ必要とされているのかを考えてみれば明らかである。この「傷つきやすさ」の感覚が欠如しているとき、われわれは、経験を非現実的なものとして理解することになる。

また、教員が教室において多くの学生の目の前で講義する場合と、双方向技術を用いた遠隔講義とを比較した場合、教員は、前者においては、教室の雰囲気に合わせて講義の内容やスピードを変えることが可能となるが、後者においてはそれが不可能である。つまり、遠隔講義に欠けているのは雰囲気に応じて身体をコントロールする可能性である。しかし、映画やCDによっても、演劇鑑賞やライブ鑑賞とは異なるものの十分に臨場感や高揚感などの雰囲気を楽しむことは可能であり、この点はそれほど重要ではないのかもしれない。しかし、一般大衆同士のCMは、そもそもテキスト中心であるし、仮に映像を交えたとしても、一般人に映画俳優並みのパフォーマンスを期待することは困難であろう。したがって、雰囲気に対する身体感受性は、共有する状況を明らかにし、物事の内

要性を理解する助けとなる。

またわれわれは、他者と同じ場所に居合わせることで雰囲気を共有し、相互の「傷つきやすさ」をさらけ出すことによって初めて、相互に信頼を得ることができる。もちろん、サイバースペースを通じて、ある程度の信頼を得ることは不可能ではないが、子供が母親の抱擁によって得る信頼とは異なり、それは容易に失われる可能性がある。するとそうした懷疑は、個人同士の相互作用を完全には破壊しなくても、複雑化することになる。われわれは、日常においては、身体のこうした機能を特に顧みることもなく発揮しており、それ故サイバースペースにおいても身体は不要であると感じるが、実際それは不可能である。

以上の指摘が正しいとすれば、サイバースペースの「公共圏」としての可能性を考察する際には、「公共圏」概念において「身体性」はどのように位置付けられるかについて検討する必要があるということになる。⁽⁷⁰⁾

(2) 「公共圏」と「身体性」

サイバースペースにおけるコミュニケーションに「身体性」が欠けることを深刻に受け止め、かつ、あくまでもサイバースペースの「公共圏」としての可能性を追求する場合、「対面しての会話としての公共圏の時代は明らかに終焉を迎えている」⁽⁷¹⁾として、「公共圏」に「身体性」は不要とする議論も一つの応答として考えることができる。つまり、もはや現代においては「民主主義の問題は電子的に媒介された新しい討議の形態を考慮に入れなければなら」⁽⁷²⁾ず、従来多くの「公共圏」論がモデルとしてきた「ハーバーマスによる公共圏の概念を放棄するよう忠告されている」というのである。

確かに、『公共性の構造転換』において示されているように、歴史的にあとづけられた「公共圏」の概念は、「文

「芸術的公共圏」がサロンや喫茶店において論議する公衆からなり、そこから登場した「政治的公共圏」が「サロンの世界」⁽⁷⁴⁾と言われるなど、「社会空間」としての公共圏の原型は、公衆が時空間を共有する物理的な場所にある」⁽⁷⁵⁾といえよう。その限りでは、ハーバーマスの「公共圏」概念が、「身体性」の存在を前提としていると理解することもあながち不当ともいえないように思われる。

しかしながら、例えば、ボーマンによれば、「公共圏」概念にとつて、「それぞれの発話者がその相手方に応答を求めるといったかたちで……、対話が一对一のコミュニケーションとしてモデル化されなければならないという前提は、おそらくミスリーディングである」⁽⁷⁶⁾という。というのも、そのような前提は、「公共圏」概念にとつてもうひとつの重要な必要条件である「パブリシティ」の要求と深刻な対立を引き起こすからである。ここでいう「パブリシティ」とは、「コミュニケーションは無限定の聴衆に向けられなければならない」という意味であり、それは「公共圏」が「公共(public)」であるための条件である⁽⁷⁷⁾。したがって、他者の応答については、「発話者が意図的に当人に宛てていなかったとしても、無限定な将来の誰かが応答することができるという、時間的・空間的に極めて拡大された意味」⁽⁷⁸⁾で理解されなければならないことになる。

この点について、ハーバーマスが無自覚であったとは必ずしもいえないように思われる。ハーバーマスの議論を注意深く読めば、「文芸的公共圏」から「政治的公共圏」への展開過程には、「読書する公衆」が「議論する公衆」となることがひとつの決定的な要素であったことが見て取れる。「公共圏」の発展にとつて、公衆の議論の背景となる雑誌や新聞の発刊は不可欠の要素であったといえよう。⁽⁷⁹⁾このような印刷物は、「物理的な場所を共有することなく公衆を結びつける媒介制度」⁽⁸⁰⁾であり、その意味では、「歴史的に見れば、まず著作物が聴衆の空間的拡大と、議論の摂取と応答の時間的拡大をもたらし、無限定の社会空間の可能性をもたらすことに寄与した」⁽⁸¹⁾と理解すること

とができる。また、印刷物に続く、インターネット以前の電子メディア、すなわちラジオやテレビなどを通じたコミュニケーションについてハーバーマスが述べたところを参照すると、ここでの課題にとって興味深い議論を見ることが出来る。それによれば、電子メディアを通じたコミュニケーションは、広範囲の潜在的な聴衆に向けられた「一般化されたコミュニケーション」の典型例であり、「それらは、時間的・空間的に遠く隔たったコミュニケーションの内容について仮想的に存在するネットワークにおける抽象的な同時性を確立し、またメッセージをさまざまな文脈において利用可能な状態にとどめることによって、コミュニケーションのプロセスを、地方性という時間的・空間的に限定された文脈から解放し、公共圏の出現を可能にする⁽⁸²⁾」ものであるという。

また、『事実性と妥当性』においては、「公共圏」の概念が、遮蔽された空間としてだけではなく、メディアを通じて抽象化された構造として示されている。すなわち、「公共圏」の「(再)生産」は、「自然言語の流通で十分可能となるコミュニケーション的行為」によってなされるものであり、したがって、「この空間は、潜在的な対話の相手に対して、それが現存しているように想定上のものである⁽⁸³⁾が、原理的に開かれている」ことになる。このことから、ハーバーマスは、「公共圏」の一般化・抽象化について次のように述べている。

「単純明快な出会いという、コミュニケーション的行為によって形成されるこの空間的構造は、抽象的形式を通じて、現存するひとびとによるより大規模な公衆のために一般化され、恒常化される。集会、催し物、上演、等々の公共的インフラストラクチャーには、遮蔽された空間という建築物のメタファーが適している。広場、劇場、アリーナ、等々がそれである。こうした公共圏はまだ、現存する公衆の具体的な活動の場と関連している。しかし、公共圏が物理的な現存物から切り離され、散在する読者、聴衆、観衆からなる、メディアにより媒介された潜在的な現在へと拡大されればされるほど、単純な相互行為の空間構造として公共圏を一般化することともなう抽象化が、よりはっきりすることになる⁽⁸⁴⁾。」

このことから、「公共圏」における「身体性」の欠如は、サイバースペースの登場以前に、印刷物や電子メディアの普及によって早くから既に生じており、ハーバーマスのいう「公共圏」の概念においても既に織り込み済みである、と理解することも不可能ではない。⁽⁸⁵⁾ われわれはサイバースペースの登場によってハーバーマスの公共圏概念を放棄しなければならない、とは必ずしもいえないことになる。

3 「パブリシティ」

上述のように、「公共圏」の概念に「身体性」は必ずしも必要ではないとすれば、サイバースペースは「公共圏」論にとってバラ色の未来をもたらすものであろうか。確かに、サイバースペースは、ハーバーマスが電子メディアによる「公共圏」の「抽象化」に対して、「公共的空間がたんなる相互行為のコンテクストを超えて拡大されると、主催者・出演者・視聴者の区別、アリーナと見物席の区別、舞台と観覧席の区別が生じる」⁽⁸⁶⁾として示した懸念を相当程度払拭するものといえる。⁽⁸⁷⁾ またそれに加えて、印刷物が「公共圏」を拡大した以上に、サイバースペースはコミュニケーションの空間が時空を超えて拡大することを可能にする。⁽⁸⁸⁾ サイバースペースにおいては、時間と空間を共有していなくとも、参加者が集い、共通の話題について討議する「対話の空間」が成立するのかもしれない。しかしながら、その対話の性質についてはもう少し立ち入った検討が必要である。

そもそも、ハーバーマスの「公共圏」概念において、厳密な意味での「身体性」は必ずしも必要とはされていないとしても、「日常言語による face to face の状況でのスピーチの交換（歪められない理想的な発話状況）をモデルとし、コミュニケーション回路の拡大と抽象化が行われたとしてもそのモデルの空間構造が壊されることなく、そのまま維持されるべきことを前提としている」⁽⁸⁹⁾ことが指摘されている。では、理想的な「公共圏」とはどのよう

なもののか。吉田純によれば、それは①「平等性」、②「公開性」、③「自律性」の三原理からなるという。⁽⁹⁰⁾ ここでいう「平等性」とは、社会的地位とは無関係に、各人が対等に議論すること、また「公開性」とは一定の財産と教養さえあれば、各人が議論に参加しようということを意味し、CMCとの関係ではそれぞれ理念型へ接近する要素と離反する要素⁽⁹¹⁾が見られるが、ここでの課題と密接に関連するのが第三の「自律性」である。

二章において概観したように、「公共圏」にはあらかじめ画された境界はない。このことは、境界自体が常に開かれており、かつ常にその中にいる市民によつて再定義されていかなければならないことを意味する。これをハーバマスは、公共圏の「自己関係性」⁽⁹²⁾と称し、またそれを受けて、吉田は、「公共圏は、世論形成によつて政治システムに対する批判の機能を果たすのみならず、その批判の回路は公共圏（ないし生活世界）自身にも自己言及的・自己反省的に向けられ、それによつて公共圏の再生産、担い手自身のアイデンティティやコミュニケーション能力の形成が行われる」として、公共圏の「自律性」と称している。⁽⁹³⁾

実はこの点は、先に言及したボーマンが主張する、公共圏が「公共」たるための「パブリシティ」の要件の中にもみられる。すなわち、「パブリシティ」の中には、「無限定の聴衆に向けられたコミュニケーション」の他に、もう一つの要素があり、それは、そのコミュニケーションが「ある程度の応答、とりわけ解釈可能性と正当化可能性に関する応答の期待をもつて発せられる」というものである。⁽⁹⁴⁾ しかもここで期待されるべきとされる「応答」は、単なるリアクション以上のものである。すなわち、「パブリシティ」という要素は、「無限定の聴衆に話しかけるということ以上に、いまや他者からの異議に応答する責任があり、他者の関心を認識せよとの要求に応答可能でなければならぬ」という意味での「高次の (higher-order) パブリシティ」をも意味するものである。さらに、この「パブリシティ」という要素は、それ自体も不断の自己批判にさらされなければならない。「応答への期待」も、「パ

「ブリシテイ」それ自体への規範的関心を要求されることになる。かくして公共圏も「相互のアカウントビリティ」の空間として概念される⁽⁹⁵⁾。

では、サイバースペースにおいてこのような「自己関係性」ないし「自律性」は存在しうるのであろうか。結論からいえば、否定的にならざるを得ない。確かに、インターネット草創期の開発メンバーに見られたという、規格標準化のためなどに用いられたRFC (Request For Comments) という意思決定方式のように、「自己関係性」ないし「自律性」に親和的な要素も存在する⁽⁹⁶⁾。しかしながら、これはメンバーが自ら身元を明らかにし、応答する他者も同様にコメントを返す、ということと始めて成り立つものであって、「コンピュータ・インターフェースによって媒介されたネットワークにおいては、誰が実際話しているのかはわからず、誰に対して応答を期待しているのかもわからない⁽⁹⁷⁾」のがむしろ通常であるといえる。このようなCMCの匿名性が、「話者と聴衆を無限定 (indefinite) にすると同時に、不特定 (indeterminate) にする⁽⁹⁸⁾」ことで、「ネットワークを破壊し、自己言及的・自律的な規範形成を困難にする可能性⁽⁹⁹⁾」をはらんでいることは否定できない。

4 アクター

では、サイバースペースが「公共圏」に近づくための手立てはどこにあるのであろうか。上述のごとく、サイバースペースが「自律性」という理念から離反する可能性と同時に、接近する可能性も秘めているとすれば、そのひとつの鍵は、サイバースペースで活動するアクターにある、ということになる⁽¹⁰⁰⁾。ポーマンが指摘するように、「単に既存の公共圏に参入するというよりはむしろ、自己言及的で民主的な活動に取り組む主体を通じてのみ、インターネットは公共圏となる⁽¹⁰¹⁾」のである。すなわち、「パブリシテイ」などの理念を踏まえつつ、コミュニケーション

ョンに参加する主体があつてはじめて、「サイバースペースそのもの」がすなわち「公共圏」となるのではなく、そのどこかに「公共圏」が誕生することになる。このことは、単にコミュニケーション技術の発展のみがサイバースペースの性格を規定するという「技術的決定論」を退けたこととも整合しよう。したがって、そもそも適切な問いは、「サイバースペース」そのものが「公共圏」となりうるか、ではなく、諸主体のいかなる活動によって「サイバースペース」の中に「公共圏」は誕生しうるのかであつた、ということになる。

しかしながら、このような問いにこたえることは相当に困難である。というのも、サイバースペースの中に「公共圏」を立ち上げようとする人々はそう多くはないであろう。かといって、国家が人々をそう仕向けるべきだとすれば、憲法学の観点からは懷疑的にならざるを得ない。したがって、現時点でこの問いに明確な回答を与えることは困難であるが、少なくとも、以下のような考え方の道筋がありうるだろう。

(1) 「市民的公共圏」のアクター

先述のように、「公共圏」は、「市民社会」・「経済社会」・「政治社会」を出自とする諸々のアクターによって担われる境界のないコミュニケーションのネットワークであると理解することができる。もちろん、そのなかでも中心的な役割を担うべきなのは「市民社会」を出自とする「公衆」である。その「公衆」は、市民社会を通じて私事性の領域から公共圏の担い手として立ち上がることが期待されている。⁽¹⁰⁾ここで注意すべきは、この「公衆」は、個人だけからなるというより、個人々の自由意思に基づく連帶的結合としての諸々の団体・組織・運動であり、これらが私事の領域に存在する問題状況を集約して公共圏へと持ち込むことによつて、市民社会と公共圏とのつながりがもたらされる、という点である。⁽¹¹⁾

しかしながら、私事の領域に暮らす人々が自動的に「公衆」として立ち現れると想定することは非現実的である。いかにして、私人は「公衆」となり、連帯するのか。この点につき、ハーバーマスは次のように述べている。

「これらの主題『環境破壊などの社会的問題——筆者挿入』のほとんどどれひとつとして、国家機構、大規模組織、社会的機能システムの指導者の側から最初にもちだされたことはなかった。むしろそうした主題は、知識人、関心を持つ市民、ラディカルな専門家、自称「代弁者」たち、等々から提起される。こうした最も外側の周辺部から、そうした主題は雑誌、利害関係団体、クラブ、職業団体、アカデミー、大学、等々にもちこまれることで、社会運動や新たなサブカルチャーの発展の触媒となるための、フォーラム、市民のイニシアチブ、その他の議論の舞台を見出すことになる。次いで社会運動やサブカルチャーは、発言を生き生きと表し、マスメディアが問題を取り上げるように効果的に提示する。メディアにおいて論争的な提示がなされることによって始めて、そのような主題は無数の大衆へとゆきわたり、『公共的な議題』となる。⁽¹⁰⁾」

ここに見られるように、私事性の領域に住む人々が「公衆」として立ち現れる際に重要な役割を果たすのは、知識人などの専門家たちである。そもそも、「文芸的公共圏」の発展過程において、「公衆の受命者たるとともに公衆の教育者として自任」する芸術批評家が大きな役割を果たし、同じく「政治的公共圏」についても、専門家たる文士たちが新聞などで主張を展開したことでその発展が促進されてきたはずである。⁽¹⁰⁶⁾ したがって、「市民的公共圏」を立ち上げるためには、一定の専門的な人々が、「経済社会」や「政治社会」出自のアクターによる「植民地化」に対抗しつつ、大衆を「啓蒙された公衆」へと導くことがそのひとつの道筋と考えることができる。⁽¹⁰⁷⁾

(2) サイバースペースにおけるアクター

同様に、サイバースペースにおいても、企業などが取引やエンターテインメントのような商業的目的のためにサイ

バースペースを「私化」することの増加が指摘されている。⁽¹⁰⁸⁾ その一方で、市民社会に根を持つ集団が、自由と相互接続性に価値を置く政治的・公共的目的のためにサイバースペースを利用することもまた増加しつつあることも指摘されている。⁽¹⁰⁹⁾ ここに、十八世紀における公共圏の生成時さながらに、市民社会出自のアクターによるサイバースペースに公共的性格をもたせることをめざした新たな活動の可能性を見出すことができる。すなわち、公共空間としてのサイバースペースのパブリシティや公開性に関心を持つアクターが、国家による検閲との対抗はもちろんのこと、同時に企業やソフトウェアのメーカー、アクセシ・プロバイダーなどのサイバースペースに対して大きな影響力をもつ様々なアクターと、一般ユーザーとしての諸個人との間に立ち、サイバースペースの私化に対抗しながら、諸個人に広く議論や情報を提供することが期待されるのである。⁽¹¹⁰⁾

例えば、アメリカの社会科学者のケルナーは、「知識人」を「機能的知識人」と「批判的・対立的な公共的知識人」とに区別した上で、現代社会における「知識人」の役割を次のように述べている。⁽¹¹¹⁾ 前者の「機能的知識人」は、既存の社会の従者であって、既存の価値や技術を再生産し正当化する役割を担う。これに対し、後者の「批判的・対立的な公共的知識人」は、女性や黒人の平等を求める運動に見られたように、現にある不正義や権力の乱用を告発し、権利や自由などの価値に向けて自身の言説能力を用いる。そして近代以来、これらの「批判的・対立的な公共的知識人」の活動の場は、ハーバースのいう「公共圏」であったという。ところが、本稿が問題としているような、現代における新しい技術の発展とそれに伴って現出しつつある公共圏をめぐる状況の中で、批判的知識人の概念と役割は再考を迫られている。

確かに、かつて公共圏において重要な役割を果たしてきた知識人たちは、印刷技術を利用していたし、二十世紀においてはタイプライターなどを用いていたかもしれない。しかし、この時代の知識人たちは必ずしもそのような

技術の専門家である必要はなく、知識人と技術の関係も密接ではなかった。また、その後のラジオやテレビなどの電子メディアは、国家や私企業によってコントロールされる中で批判的な言説の場を開かれているわけではなかった。ところが、現代においては、インターネットを中心とする技術によって、今や誰もが、言語的知識や新しい技術を用いる能力によって文化を創出すると同時に、様々な社会や文化へと携わることで、「知識人」となりうる状況にある。⁽¹²⁾

もつとも、このような現代における「知識人」により開かれる公共圏は、単にエリート主義的なものであつてはならないことは言うまでもない。これらの「知識人」は、かつての対面型の討議を棄つ取るものではなく、自らのためのみに語るわけではない、また他者のために語るわけではない。すなわち、現実生活と隔絶されたかたちでサイバースペースにおける議論自体を目的とする議論とは異なり、サイバースペースと現実生活との関係の中での政治的目標や闘争を主題としながら諸個人や集団が情報を獲得し広めることの助けとなるかたちでの議論が中心とされるべきである。また、自らが特定の理念や価値を語る際に、それを一般化し、普遍的な形で語ることが可能であるし、他方で真実を語るという機能を他者から奪ったり独占したりすることなく討議に参加することも十分に可能である。もちろんそのためには、自らが特定の立場から語っていることに自覚的でなければならぬし、他者の立場を汲むことも必要である。したがって、現代の「知識人」には、サイバースペースにおける文化の展開を批判的に分析すると同時に、自ら新たな技術に批判的に携わっていくという役割が期待されることになる。(未完)

(1) ウィリアム・ギブスン『ニューロマンサー』(黒丸尚訳、ハヤカワ文庫、一九八六年) 九〇頁。

(2) 実は、「現代社会で文字通り『情報』がキーワードとなったにもかかわらず、その性質や意味については、ほとんど合意が形成されていない」(フランク・ウェブスター『「情報社会」を読む」(田端暁生訳、青土社、二〇〇一年) 九頁) というのが現状で

ある。ここでは、「公共圏」あるいはより広く「民主的プロセス」との関係で「情報社会」を論じるアプローチに準ずることとしたい(同書一六〇頁)。

- (3) 吉田純『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏——』(世界思想社、二〇〇〇年) 四頁。
- (4) インターネットと表現の自由との関係を論じた文献は枚挙に暇がないが、さしあたり、松井茂記「インターネットの憲法学」(岩波書店、二〇〇二年)・高橋和之・松井茂記「インターネットと法」『第三版』(有斐閣、二〇〇四年)・山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由」(東京大学社会情報研究所紀要五一号(一九九六年)一五頁以下)・同「サイバースペースにおける表現の自由・再論」(東京大学社会情報研究所紀要五三号(一九九七年)三三頁以下)・大沢秀介「インターネットと表現の自由」法学教室一九四号(一九九六年)八四頁・立山紘毅「高度情報化社会における『自由』と『秩序』」憲法問題九号(一九九八年)二一頁以下・川岸令和「インターネット」法学教室二二四号(一九九九年)二〇頁以下・高橋和之「インターネットと表現の自由」ジュリスト一一七号(一九九七年)二六頁以下・同「インターネット法制」の現況と将来像」ジュリスト一一五〇号(一九九九年)八二頁以下・福嶋力洋「インターネットと表現の自由」阪大法学四八巻四号(一九九八年)五七頁以下・小倉一志「サイバースペースと表現の自由——表現内容規制をめぐるアメリカ憲法理論の検討を中心に——」(一)〜(八・完)北大法学論集五五巻一号五三頁以下、二号八五頁以下、三号一二五頁以下、四号二二三頁以下(以上二〇〇四年)、五五巻五号一四七頁以下、六号一六七頁以下、五六巻一号一四九頁以下、二号一六五頁以下(以上二〇〇五年)。
- (5) 前注に掲げた諸文献を参照されたい。
- (6) *See e.g.,* Cass R. Sunstein, *Free Markets and Social Justice* 169-72 (Oxford U. Pr. 1997); Cass R. Sunstein, *One Case at a Time* 175-80 (Harvard U. Pr. 1999); 福嶋・前掲注(4)・五九一六一頁; 安西文雄「表現の自由と合衆国最高裁判所のメディア特性論」舟田正之・長谷部恭男編『放送制度の現代的展開』(有斐閣、二〇〇一年)一四二一五頁。
- (7) *See* Miami Herald Publishing Co. v. Tornillo, 418 U.S. 241 (1974).
- (8) *See* Red Lion Broadcasting Co. v. FCC, 395 U.S. 367 (1969).
- (9) Thomas G. Krattenmaker and L. A. Powe, Jr., *Converging First Amendment Principles for Converging Communications Media*, 104 YALE L. J. 1719, 1726-33 (1995).
- (10) *Reno v. ACLU*, 521 U.S. 844 (1997).

- (11) 同判決について詳しくは、松井茂記「福島力洋「レノ対アメリカ自由人権協会事件合衆国最高裁判決——インターネットと表現の自由——」阪大法学四八巻四号(一九九八年)一〇八七頁以下・阪口正二郎「インターネットにおける性表現の規制」法律時報七〇巻八号(一九九八年)一〇〇頁以下・萩原滋「インターネットにおける言論の自由」愛知大学法経論集一四七号(一九九八年)八三頁以下を参照されたい。
- (12) SUNSTEIN, FREE MARKETS, *supra* note 6, at 185-7; Cass R. SUNSTEIN, REPUBLIC.COM 71-3 (Princeton U. Pr. 2001)
- (13) サンステインの議論は、専ら技術的特性を規制の正当化理由とする伝統的な「放送モデル」と区別される。本文中彼の議論が放送モデルと結論的に「親和的」であるに過ぎないとした理由はこの点にある。我が国では、サンステインの議論を「放送モデル」として紹介する論稿(例えば、福岡・前掲注(4)、六四―六頁・大沢・前掲注(4)、八四頁・高橋和之「インターネット法制」の現況と将来像」前掲注(4)、八二頁)が散見されるが、ややミスリーディングであろう。
- (14) サンステインの「熟議民主政」の詳細については、拙稿「市民的地位・平等保護・Affirmative Action——合衆国憲法の『市民』像に関する予備的考察として——(二・完)」早稲田大学大学院法研論集九七号(二〇〇一年)一二七頁以下「以下、拙稿「市民的地位」」・「理にかなった多元性」と司法審査——『原理』の決定における『多数決主義という難点』——」早稲田法学七八巻四号(二〇〇三年)一五三頁以下「以下、拙稿「多元性」とそこに掲げた参考文献を参照されたい。
- (15) 安西・前掲注(6)・一五四頁・長谷部恭男「メディア環境の変容と放送の自由」法律時報六七巻八号(一九九五年)六頁以下。
- (16) 拙稿「多元性」前掲注(14)、一五五―六頁。
- (17) 拙稿「熟議民主政と社会福祉」早稲田法学七九巻四号(二〇〇四年)一五三頁以下。
- (18) Tiina Rättiä, *Deliberation as Public Use of Reason — Or, What Public? Whose Reason? in DEMOCRATIC INNOVATION : DELIBERATION, REPRESENTATION, AND ASSOCIATION* 3, 4 (Michael Saward ed., Routledge 2000).
- (19) *Id.* at 3.
- (20) Andrew L. Shapiro, *The Disappearance of Cyberspace and the Rise of Code*, 8 SECON HALL CONST. L. J. 703, 704 (1998).
- (21) Mark Poster, *Cyberdemocracy : Internet and the Public Sphere in INTERNET CULTURE* 205 (Mark Poster ed., Routledge 1997) ; 吉田・前掲注(3)・五一―三頁。

- (22) 花田達朗『公共圏という名の社会空間——公共圏、メディア、市民社会——』（木鐸社、一九九六年）二六頁。
- (23) 同一六九頁。
- (24) 本稿で詳論することはできないが、これは西欧においては「再建」であるが、日本では必ずしも「再建」とは言えないことに注意すべきであろう。参照、同五五—八六頁。
- (25) 同一八二—三頁。
- (26) 本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』——ハーバーマス理論の再検討」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性——比較憲法的研究をふまえて——』（日本評論社、二〇〇三年）一〇四—五頁・森英樹「憲法と公共・公共性・公共圏——序論的考察」同書三頁。
- (27) しかし、小沢隆一「民主主義と公共圏」森編・前掲書四一頁は、西欧と日本の「それぞれの『民主主義』論なり『公共圏』論なりが形成された社会的・政治的状況の違い」を自覚すべきことの重要性を指摘している。
- (28) 阪口正二郎「リベラリズムと討議民主政」公法研究六五号（二〇〇三年）一一九—一二〇頁。
- (29) 同一二二頁。
- (30) 愛敬浩二「リベラリズム憲法学における『公共』」森編・前掲注(26)、五八頁以下。
- (31) 参照、毛利透「自由な世論形成と民主主義——公共圏における理性」全国憲法研究会編『憲法問題』一五号（二〇〇四年）二〇—四頁。
- (32) 拙稿「多元性」、前掲注(14)。
- (33) 例えば、森・前掲注(26)、七一八頁・愛敬・前掲注(30)、五九頁・本・前掲注(26)、一〇四頁・毛利・前掲注(31)、一七頁。
- (34) ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』第二版（細谷貞雄・山田正行訳、未來社、一九九四年）xxviii頁。
- (35) 森・前掲注(26)、七一八頁・本・前掲注(26)、一〇三頁。
- (36) ハーバーマス、前掲注(34)、xxxviii頁。
- (37) 森・前掲注(26)、三頁。
- (38) 参照、小沢・前掲注(27)。

- (39) 山口定『市民社会論——歴史的遺産と新展開』(有斐閣、二〇〇四年)一三二、一五九頁。参照、千葉真「市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学5 国家と人間と公共性』(東京大学出版会、二〇〇二年)一一六頁。
- (40) 同一五四頁。
- (41) マイケル・ウォルツァー「市民社会の概念」ウォルツァー編『グローバルな市民社会に向かって』(石田淳他訳、日本経済評論社、二〇〇一年)一〇、二五頁。
- (42) ジーン・コーヘン「市民社会概念の解釈」ウォルツァー編、前掲書四三頁。
- (43) 同四四頁。
- (44) 千葉真「市民社会・市民・公共性」佐々木・金編・前掲注(39)、一一七頁。
- (45) 山口・前掲注(39)、一五五頁。
- (46) ウォルツァー、前掲注(41)、二四頁。
- (47) 花田・前掲注(22)、一六八頁。
- (48) JÜRGEN HABERMAS, BETWEEN FACTS AND NORMS : CONTRIBUTION TO A DISCOURSE THEORY OF LAW AND DEMOCRACY (trans. by William Rehg, MIT Pr. 1998) (1992). [河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性(上)——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』(未来社、二〇〇二年)『同(ト)』(二〇〇三年)].
- (49) *Id.* at 360 [邦訳(下)九〇頁].
- (50) *Id.* at 360-1 [邦訳(下)九〇一頁].
- (51) *Id.* at 366-7 [邦訳(下)九七頁].
- (52) *Id.* at 368-9 [邦訳(下)九九一〇〇頁].
- (53) 西川長夫「多文化主義から見た公共性問題——公共性再定義のために」山口定他編著『新しい公共性——そのフロンティア』(有斐閣、二〇〇三年)九八頁。
- (54) 参照、ユルゲン・ハーバーマス「民主的立憲国家における承認への闘争」エイミー・ガットマン編、佐々木毅他訳『マルチアルチュラリズム』(岩波書店、一九九六年)一五五頁以下。なお、「集団の権利」の難点については、拙稿「市民的地位」、前掲注(14)、一二七―三五頁。

- (55) HABERMAS, *supra* note 48, at 369-70 [邦訳(下) 100-1頁].
- (56) *Id.* at 375-6 [邦訳(下) 106-7頁].
- (57) See Kenneth Baynes, *A Critical Theory Perspective on Civil Society and State in Civil Society and Government* 123, 124 (Nancy L. Rosenblum and Robert C. Post eds., Princeton U. Pr. 2002) [「市民社会」は「国家との対比では私的なものとして、家族や個人の親密圏との対比では公的なし準公的なものとして描かれる」].
- (58) 山口・前掲注(39)、一五四頁。
- (59) コーヘン・前掲注(42)、四六-七頁。もっとも、両者の概念にはまだ明らかにすべき点が多い。例えば、①コーヘンは「政治社会」に議会も含まれるとするが(同四六頁)、審議機関と理解すればともかく、拘束力のある決定機関と理解すれば、国家の領域に位置付けて「政治社会」とは区別すべきではないか、②「市場」と「経済社会」の区別と関連して、そもそも「市場」と「市民社会」の相対的自律性をもった関係を確立できるのか、などが挙げられよう。なおこの点につき、山口・前掲注(39)、一五一-五、二九九-三〇四頁を参照されたい。
- (60) Nancy Fraser, *Rethinking the Public Sphere : A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy* in HABERMAS AND THE PUBLIC SPHERE pp. 109 (Craig Calhoun ed., MIT Pr. 1992) [山本啓・新田滋訳『ハーバーマスと公共圏』(未来社、一九九九年) 一一七頁以下]・愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」全国憲法研究会編『憲法問題』一四号(二〇〇三年) 九二頁以下。
- (61) フレイザーは、ハーバーマスの「公共圏」の単一性を批判する (Fraser, *supra* note 60) が、ハーバーマスにおいて「一九八〇年代、公共圏は複数形でも表現されることが多くなった」(花田・前掲注(22)、一六八頁)といわれており、本稿で参照した一九九二年の『事実性と妥当性』においても「多元的公共圏」を論じていることから (HABERMAS, *supra* note 48, at 307 [邦訳(下) 三二頁])、その傾向は継続していると思われるが、詳細な検討は他日を期すしかない。
- (62) 花田・前掲注(22)、一六九頁。
- (63) James Bohman, *Expanding Dialogue: The Internet, the Public Sphere and Prospects for Transnational Democracy* in AFTER HABERMAS : NEW PERSPECTIVES ON THE PUBLIC SPHERE 134 (Nick Crossley and John Michael Roberts eds., Blackwell Publishing 2004).

- (64) 三上俊治「公共圏としてのサイバースペース——インターネット時代における世論形成過程——」社会情報学研究四号(二〇〇〇年)一八頁。
- (65) SUNSTEIN REPUBLIC. COM, *supra* note 12, at 51-88.
- (66) 吉田・前掲注(3)′一四四頁。
- (67) Bohman, *supra* note 63, at 132.
- (68) Poster, *supra* note 21, at xi.
- (69) HUBER L. DREYFUS, ON THE INTERNET 50-72 (Routledge 2001) [石原孝二訳『インターネットについて——哲学的考察——』(産業図書′二〇〇二年)六七—九五頁]。
- (70) JAMES SLEVIN, THE INTERNET AND SOCIETY 183 (Polity Pr. 2000).
- (71) Poster, *supra* note 21, at 209.
- (72) *Id.*, at 209-10.
- (73) JÜRGEN HABERMAS, THE STRUCTURAL TRANSFORMATION OF THE PUBLIC SPHERE: AN INQUIRY OF BOURGEOIS SOCIETY 31-5 (trans. by Thomas Burger, MIT Pr. 1991) (1962) [邦訳前掲注(34)′五〇—五頁]。
- (74) *Id.* at 106 [邦訳一四八頁]。
- (75) 吉田・前掲注(3)′一九一頁。
- (76) Bohman, *supra* note 63, at 133.
- (77) *Id.* at 134.
- (78) *Id.* at 133-4.
- (79) HABERMAS, *supra* note 73, at 42-3, 57-73 [邦訳六二—四、八六—一〇四頁]。
- (80) 花田・前掲注(22)′二三三頁。
- (81) Bohman, *supra* note 63, at 134.
- (82) JÜRGEN HABERMAS, THE THEORY OF COMMUNICATIVE ACTION Vol. 2: THE CRITIQUE OF FUNCTIONALIST REASON (trans. by Thomas McCarthy, Polity Pr. 1987) (1981) [丸山高司他訳『コミュニケーション的行為の理論(下)』(未來社′一九

八七年)四〇九頁] (邦訳を一部変更している)。

(83) HABERMAS, *supra* note 48, at 361 [邦訳(下)九〇—一頁]。

(84) *Ibid* [邦訳(下)九一頁]。

(85) See Jessica J. Kulynych, *Performing Politics : Foucault, Habermas, and Postmodern Participation*, 30 POLITY 315, 322 (1997)。

(86) HABERMAS, *supra* note 48, at 363-4 [邦訳(下)九四頁]。

(87) 吉田・前掲注(3)′一五〇頁。

(88) Bohman, *supra* note 63, at 134-5。

(89) 花田達朗『メディアと公共圏のポリティクス』(東京大学出版会、一九九九年)一一〇頁。

(90) 吉田・前掲注(3)′一四五—五四頁。

(91) 同一四九—五三頁においては、「平等性」については「アクターとオーディエンスの役割分化の相対化」と「情報格差」が、「公開性」については「公共圏の相互浸透・私的生活圏からのテーマの流出」と「政治システムによる監視・規制」が、理念形への接近・離反要素として挙げられている。

(92) HABERMAS, *supra* note 48, at 369-70 [邦訳(下)一〇〇頁]。

(93) 吉田・前掲注(3)′一四八—九頁。

(94) Bohman, *supra* note 63, at 136。

(95) *Id.* 135。

(96) 吉田・前掲注(3)′三六—三七、一五一—二頁。この意味で、近時は「利用者参加」と「オープン志向」を特色とする、いわゆる「Web 2.0」による「自律性」構築の可能性が注目に値するが、詳細な検討はその進展を見極めながら別の機会に譲りたい。参照、総務省『平成十八年度情報通信白書』三六—四一頁。

(97) Bohman, *supra* note 63, at 138. See also, SLEVIN, *supra* note 70, at 185。

(98) *Ibid.*

(99) 吉田・前掲注(3)′一五三頁。

- (100) SLEVIN, *supra* note 70, at 194.
- (101) Bohman, *supra* note 63, at 140.
- (102) HABERMAS, *supra* note 48, at 354 [邦訳(下)八三頁].
- (103) *Id.* at 366-7 [邦訳(下)九七頁].
- (104) *Id.* at 381 [邦訳(下)一一三頁].
- (105) HABERMAS, *supra* note 73, at 41-2 [邦訳六一二頁].
- (106) *Id.* at 59 [邦訳八八頁].
- (107) 参照「ウェブスター」前掲注(2)「一八六—九二頁」。
- (108) Lincoln Dahlberg, *Computer-Mediated Communication and the Public Sphere : A Critical Analysis*, 7 J. OF COMPUTER-MEDIATED COMM. (2001), available at <http://jcmc.indiana.edu/vol17/issue1/dahlberg.html>.
- (109) Bohman, *supra* note 63, at 141.
- (110) *Ibid.*
- (111) DOUGLAS KELLNER, *Techno-Politics, New Technologies, and the New Public Spheres*, available at <http://www.gseis.ucla.edu/faculty/kellner/essays/technopoliticsnewtechnologies.pdf>.
- (112) See *Id.*